

日田市公園条例施行規則の一部改正について（趣旨）

1. 改正の目的・理由

公園の管理について、減免区分の廃止を行うなど、所要の措置を講ずるもの。

2. 改正の内容

現行の規則には減免区分が規定されているが、各公園施設で減免対象となるよう、実務に則して規定を整備するもの。

3. 施行の時期

公布の日から施行するもの。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第1号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由

令和7年1月からの施設予約システム運用開始にあわせ緊急に規則を改正する必要があるため。